



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市斐町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.5.25 No. 3222



青年部は処分粉砕

5/21
22日

千葉駅街宣!



5/23 東京行動に決起
(狭山、日比谷集会)

先頭に起つ

五月二一―二二日、夕方より千葉駅前宣伝行動を青年部が取り組んだ。両日計六〇人、二〇〇枚のビラと、マイク宣伝で「デタラメな処分にはストライキで闘う」ことを訴えた。



また、二三日には、「第二次再審請求、石川一雄さん奪還」集会(東京明治公園)に千葉県連の隊列に参加するとともに、全国から結集した、部落大衆・労働者に対し、ビラをまいた。

さらに同日夕方より、「五、二三東京総行動」(日比谷野音)に結集する東京地評、国労の仲間らにビラをまき不当処分粉砕を訴えた。この三日間で六〇〇枚を越えるビラをまききった。

また、二三日には、「第二次再審請求、石川一雄さん奪還」集会(東京明治公園)に千葉県連の隊列に参加するとともに、全国から結集した、部落大衆・労働者に対し、ビラをまいた。

さらに同日夕方より、「五、二三東京総行動」(日比谷野音)に結集する東京地評、国労の仲間らにビラをまき不当処分粉砕を訴えた。この三日間で六〇〇枚を越えるビラをまききった。

「就業規則」「施設管理権」を口実に

「就業規則」「施設管理権」を口実に、争議に干渉することは、違法

ストライキは、労働組合の決定にもとづいて集团的組織的に労働の提供を拒否する行為であるが、スト破りを防ぐために、会社施設

ストライキは、労働組合の決定にもとづいて集团的組織的に労働の提供を拒否する行為であるが、スト破りを防ぐために、会社施設



内に滞留滞りたり、ストライキの効果を高めるために、集会や宣伝行動などの付随的争議手段を行うことは、法律で保障されている。会社・当局がビケや集会参加者に構内からの退去を命じたり組合旗の撤去を命じるとは、正当な争議行為に対する干渉として本頼ならしてはならない不当労働行為にあたる。

憲法第二八条 「勤労の団結権」
勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。